

こ 成 総 第 32 号  
こ 支 総 第 79 号  
社 援 基 発 0317 第 1 号  
障 企 発 0317 第 1 号  
老 高 発 0317 第 1 号  
令 和 8 年 3 月 17 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 総 務 課 長  
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 総 務 課 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長  
厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発第 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）により定めているところですが、今般、別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、貴管内社会福祉法人に対し周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。